

第60号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 30 日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例

第1条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、同条第1項に掲げる者（以下「特別職の職員」という。）に対し支給する報酬及び費用弁償」を「非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当（法第57条の規定に基づく単純な労務に雇用される職員（以下「単純労務職員」という。）にあつては、給与）並びにこれらの基準」に改める。

第2条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「報酬」の次に「の額」を加え、同条に次の2項を加える。

3 会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）に対する報酬の額は、別表第2の左欄に定める勤務態様に応じ、同表の中欄に定める支給単位により、同表の右欄に定める額を超えない範囲内において、会計年度任用職員の職務の特殊性等に応じ、かつ、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して任命権者が定めるものとする。

4 前項に規定するもののほか、会計年度任用職員の報酬の額に関し必要な事項は、規則で定める。

第3条第2項中「支給方法は、」の次に「特別職の職員にあつては」を、「例による」の次に「ものとし、会計年度任用職員にあつては一般職の常勤職員の例によるものとする」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 時間を単位とする報酬の支給方法は、任命権者が定める。

第3条に次の1項を加える。

5 会計年度任用職員が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数の報酬の額を支給しない。

第5条第1項中「特別職の」を削り、同条第2項中「別表第2」を「別表第3」に、「する」を「し、その支給方法は、一般職の常勤職員の例による」に改める。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「支給基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）に対して、それぞれ支給基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの支給基準日前1月以内に退職し、若しくは任期が満了し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に一般職の常勤職員との権衡を考慮して市長が定める割合を乗じて得た額に、それぞれの支給基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めは、一般職の常勤職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

(会計年度任用職員である単純労務職員の給与の種類及び基準)

第7条 会計年度任用職員である単純労務職員の給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当及び寒冷地手当とし、その基準については、一般職の常勤職員との権衡を考慮して、任命権者が定める。

別表第1中「職員の報酬」を「職員の報酬の支給単位及び額」に、「報酬額」を「報酬の支給単位及び額」に、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」

を「法」に、「嘱託員」を「特別職の職員（行政不服審査法第11条第2項に規定する審理員を除く。）」に改め、「定める」の次に「支給単位及び」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条）

会計年度任用職員の報酬の支給単位及び額

勤務態様	報酬の支給単位	報酬の額
日を単位とする勤務	日額	20,000円
日又は時間を単位としない勤務	月額	府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号。以下「給与条例」という。）別表第1一般職員給料表(1)に規定する2級117号給の給料月額及び当該給料月額に給与条例第9条の2第2項に規定する割合を乗じて得た額の合計額
時間を単位とする勤務	時間額	3,500円

備考 この表に定める報酬の額は、給与条例第10条に規定する通勤手当に相当する報酬の額及び給与条例第14条に規定する超過勤務手当に相当する報酬の額を含まない。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条）

旅費

職員区分	旅費区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食卓料
特別職の職員	内国旅費	実費	実費	実費	実費	3,500円	15,000円	1,800円
	外国旅費	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、指定職の職務にある者の相当額						
会計年度任用職員	内国旅費	実費	実費	実費	実費	2,000円	13,500円	1,600円
	外国旅費	国家公務員等の旅費に関する法律中、7級の職務にある者の相当額						

備考

- 1 特別職の職員が旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第1項に規定する旅客会社の鉄道を利用する場合でグリーン車のある路線による旅行に係る鉄道賃については、グリーン料金を支給する。
- 2 市の車両又は市で借り上げた自動車を使用して、市外に旅行した場合は、鉄道賃及び車賃は支給しない。
- 3 日当は、宿泊を要する旅行をした場合に限り、支給する。

（府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成11年3月府中市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日」の次に「(非常勤職員にあっては、当該子の養育の事情に応じ、1歳から1歳6か月に達する日までの間で次項各号に掲げる日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として第3項に規定する場合に該当するときは、2歳に達する日))」を加え、同項第1号中「非常勤職員」を「次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (ア) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (イ) 当該非常勤職員の養育する子が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの）が満了すること及び再度任用されないことが明らかでない非常勤職員
- (ウ) 勤務日数を考慮して市の規則で定める非常勤職員

イ 次項第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（当該非常勤職員の養育する子が1歳に達する日（以下この号及びこの条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ 第3項に規定する場合に該当する非常勤職員（当該非常勤職員の養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、再度任用されることに伴い、再度任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第16条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同条第2項第1号中「第4項第2号」を「第6項第2号」に改め、同項に次の2号を加える。

(6) 第2項第3号に掲げる場合に該当する場合

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、再度任用されることに伴い、当該再度任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第16条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条の規定

による産前産後の休業又は第18条の規定により任命権者が定める妊娠出産休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、再度任用されるものにあつては、当該再度任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合に該当する場合

- 3 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの項に掲げる場合に該当

してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、再度任用されるものにあつては、当該再度任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合に該当する場合

第17条第1項中「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)を除く。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下次項から第4項までにおいて同じ。)を除く。

第17条第1項に次の各号を加える。

- (1) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (2) 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員

第17条第2項中「勤務時間」の次に「(非常勤職員にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、「、1日を通じて2時間(第14条第1項の規定に基づく育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間)を超えない範囲内で」を削り、同条第3項中「前条第4項」を「前条第6項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 第14条第1項の規定に基づく育児時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない

範囲内で行うものとする。

- 4 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が第18条の規定により任命権者が定める育児時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。この場合における第1項の規定の適用については、同項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と読み替えるものとする。

第18条の見出し中「臨時職員等」を「会計年度任用職員」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員」に、「第2条から前条までの規定にかかわらず」を「前2条に定めるもののほか」に改め、同項を同条とする。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

- 第3条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年12月府中市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「給与」の次に「又は報酬」を加える。

第2条中「給与」の次に「又は報酬」を加え、同条第3号中「年次有給休暇」の次に「（法第22条の2第1項に規定する職員については、勤務時間条例第18条の規定により任命権者が定める年次有給休暇）」を加える。

（府中市職員の懲戒に関する条例の一部改正）

- 第4条 府中市職員の懲戒に関する条例（昭和31年3月府中市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 法第22条の2第1項に規定する職員のうち同項第1号に掲げる職員（法第57条の規定に基づく単純な労務に雇用される職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項の規定中「給料」とあるのは、「報酬（府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）第10条に規定する通勤手当に相当する報酬及び同条例第14条に規定する超過勤務手

当に相当する報酬を除く。)」とする。

第4条第3項中「給与」の次に「又は報酬」を加える。

(府中市職員の分限に関する条例の一部改正)

第5条 府中市職員の分限に関する条例（昭和31年3月府中市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 6 法第22条の2第1項に規定する職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「3年」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期」とし、第4項の規定は適用しない。

(府中市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正)

第6条 府中市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成28年12月府中市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 施行日に任用された会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）のうち施行日の前日において地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の地方公務員法（以下「旧法」という。）第3条第3項第3号に規定する嘱託員（以下「嘱託員」という。）であったものであって、市長が認めるものに対し、第1条の規定による改正後の非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例（付則第4項において「新条例」という。）第2条第3項に規定する報酬のほか、当分の間、市長が定める額の報酬を支給する。
- 3 前項に規定する報酬の支給方法は、市長が定める。

4 施行日に任用された会計年度任用職員のうち施行日の前日において嘱託員又は旧法第22条第5項の規定に基づき臨時的任用をされていた職員であったものであって、市長が認めるものに係る期末手当を支給する場合における新条例第6条第2項に規定する在職期間の取扱いについては、市長が定める。

(府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日に任用された会計年度任用職員のうち施行日の前日において嘱託員であったものが育児休業を取得する場合における第2条の規定による改正後の府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(次項において「新条例」という。)第16条第1項第1号ア(7)に規定する引き続き在職した期間の取扱いについては、市長が定める。

6 施行日に任用された会計年度任用職員のうち施行日の前日において嘱託員であったものが同日において育児休業を取得しており、かつ、当該育児休業が施行日以後に引き続く場合における施行日以後の当該育児休業は、新条例の規定による育児休業とみなす。

(府中市消防団に関する条例の一部改正)

7 府中市消防団に関する条例(昭和31年3月府中市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例」に改める。

(府中市社会福祉委員設置条例の一部改正)

8 府中市社会福祉委員設置条例(昭和32年4月府中市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条中「府中市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例」に改める